

昭和三十年七月十二日（火曜日）午後二時二十八分開会

【参議院】

なかつた者も含むことになっております。

○高橋道男君 そうですと、ただいまおっしゃった、このさしあたり対象となるべき人数でございませう。先ほどは高等学校に関するものは二、三人というふうなこともおっしゃいました、それにとどまらずこの法案の対象としておる人数はどのくらいになっておりますか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 概算約一千二百二十人くらいになります。そして昭和四年度から就職して任用されるまでの年数、二分の一として、任用後の年数を合せて恩給を受給されるものとみなされるものは概算約五百七十四人と、こういう数になっております。

○高橋道男君 ただいまの人数はこれは直ちに恩給を受けるといふ人数であるのか、その中には現在も引き続いて勤務しておる人があるのか、その数、直ちに恩給の対象になる人はそれより減るのかどうか、それもお示しいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) ただいま申し上げました五百七十四人となるものを、例年の退職者の数を調べますと、平均約四割でありますので、まあかりに退職予定者を五割とするという、毎年約二十九人くらいが退職することになる、こういうことになっております。

○高橋道男君 私のお尋ねいたしたいのは、直ちに恩給を受けべき人の数でございませう。それはそのうちの何人くらいでございませうか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 今のお尋ねのことでございませうが、先ほど申し上げましたように、直ちに該当する

者、この法案が通るものとしたして該当する者としたしましては約二十九人くらいの人数になる予定でございませう。

○高橋道男君 今の二十九人という数字は、これは先ほど高等学校関係者が二、三人とおっしゃいましたが、地方の方も含んで二十九人と、こう了解してよろしうございませうか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 今おっしゃる通りでございませう。

○高橋道男君 次に伺ひたいです。昭和四年以後と伺ひました。昭和四年以前にはこれに該当し得るような人は残されてないのかどうか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 昭和四年以前にもこれに類似した職制はありましたが、昭和四年の十月二十九日に御承知の通り文部省訓令が出まして、学校看護婦の資格とか、あるいは職務内容等がはつきりいたしましたので、そのときを区切つて、それ以後の者に該当させようということでありまして、で、それ以前には全然該当を見込んでおりませんし、該当させるつもりもないのであります。

○高橋道男君 この法文には、はつきりと現われていないのでありますが、学校看護婦等として常勤した者だけを対象にするのか、あるいは非常勤とか臨時とか、そういうような人たちは含まれていないのかですね、それを念のため伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) ちよいと昭和四年十月二十九日に文部省訓令で学校看護婦に関する件というものが出ておりますが、それは先ほど申し上げましたようにその内容には、養護学校看護婦の資格とか、あるいは職務内容が相当はつきりきまつております。で、御承知の通り昭和十六年の二月二十八日に国民学校令が施行されて、今日の国民学校令が施行されて、今までの文部省訓令に規定されておりましたこととはほとんど同一の内容を吸収しておることになっておりますので、その後昭和十七年の七月十七日ですか、養護訓導の職務要綱という文部省訓令が出ております。その訓令を見ますと、職務内容等もさきの昭和四年の文部省訓令とほとんど同一であります。その付則に、昭和四年の文部省訓令が学校看護婦に関する件を廃止すると、このういふふうになっておりますので、この昭和四年の文部省訓令と昭和十六年の国民学校令による学校看護婦を法的に認めている国民学校令との間に一貫性がある、承継をしておる、こういうふう

に私も解釈しておるのであります。その内容を見ても、非常勤の者ではこれは勤まらん、当然常勤でなければならぬ、こういうことがうかがわれるのであります。なお実際にいわれるのが調べたことによりまして、私どもが調べたことによりまして、いうと、非常勤の者はなかつた、こういうふうな調査をしております。

なお法的にいろいろお説のような意見もありましたので、調べて見たのですが、この母法といふ、この法案の母法ともいふべき教育公務員特例法の三十二条であります。三十二条の中に、公立学校の職員の規定がありまして、その中に、詳しくは申し上げないでも御承知と思ひますが、講師について、「常時勤務に服することを要する講師」というような、「常時勤務」とい

うようなものがつけ加わつておるものが二つばかりあります。特に「常時勤務」と、こういうふうな規定されておるようであります。この特例法のよ

うなこの法案でありますので、当然常時勤務に服するものをやつて、常時勤務に服しない者は含まないと、こういうふうな、まあ解釈いたしますか、見ておるのであります。なお市町村立学校職員給与負担法の中にも、これは常勤というふうな名前がついておるんですが、講師につきましては第一条及び第二条に講師の規定がありますが、これは別に常時勤務とも、そういうふうな字句は書いてありませんが、解釈上当然常時勤務の者と、こういうふうな講師を見ておる、こういうふうな考へて

おりますので、いろいろの点から、法的解釈からも、あるいはまた事実上から見ましても、非常勤は含まない、こういう趣旨でございませう。

○高橋道男君 この法案の題となつておる教育公務員特例法第三十二条の規定の適用をするので、当然この非常勤の者は含まない、こういう御解釈でございませう。それによつて、非常勤の者はない、こうおっしゃいました。が、なかつたはずだとおっしゃいましたが、それにつきまして文部省での御調査などはいかがでございませうか。はつきりと、今赤城議員からおつ

しやつた非常勤者はなかつたといふことは、はつきりいたしておるのであります。文部省の方からも伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 私どもの調査では、非常勤の者はなかつた調査が出ておるのでございませうが、かりに非常勤の者がありますならば、それ

は該当させる趣旨ではないと、こういうふうな一つ御解釈願ひたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 文部省といひましては、ただいま調査中でございまして、まだ全部まとつておりません。これは各個の人の経歴を詳しく調べております。それがまとまりま

せんと、はつきりしたことは今申し上げかねる段階でございませう。

○高橋道男君 緒方局長に、もう一度押してお尋ねいたしますが、そうすると、調査ができていないというのは、この法律ができた場合に対象となるその人の人数もはつきりわからないと、こういう意味でございませうか。

○政府委員(緒方信一君) これはいろいろ推定はできると思ひますが、やはり法律上の条件がいろいろ引き続いて勤務しておる人とかございませうので、各個の人につきましては、詳しく調べ

る必要があると思ひまして、ただいまその調査をいたしておる次第でございませう。

○高橋道男君 先ほど提案者からおつしやいましたこの対象となる人が一千百余名とおつしやいましたが、緒方局長の御推定ではやはりそのくらいの人

数だと、かりにはつきりした調査はできていない、大体そのくらいのも

のと御推定されるというふうな御見解なんでしょうか、これも全然わからんというふうなことでございませうか。

○政府委員(緒方信一君) ただいませっかく精密に調査いたしております。ちよつとただいま推定を申し上げます。のはいかがかと思ひますが、その点はどうぞ一つ。

○衆議院議員(赤城宗徳君) お説の通り、恩給法の建前から言いますと例外的なものになると思いますが、例外的例外というように意味におきまして、適及することになって適用されるのであります。

○衆議院議員（赤城宗徳君）　今のお話

ります。ただそういう場合と比較して、私もこの養護看護婦を認めるのは、養護看護婦という時代に、養護看護婦の上に何かなるべき地位はなかったのか、たとえば雇とか、あるいは代用教員などもあります、代用教員の場合には、準訓導になるとか、さらに訓導になるとか、その人個人についてその上に上り得るところの道が開けている、養護看護婦のときには養護看護婦時代が最高の、その当時でいえば職制である養護看護婦からその上になるという道は開けておらなかった。個人的に上り得る場合をとってみますという、たくさん例はあると思ひ

ます。しかしもう一つの職制として、特別の職制としても最高の職制であつて、養護をつかさどる者としては最高の職制で、それから何か文官になるとか、上になる、公務員になるような道が開けていなかった、こういうような観点から、このことによつてあらゆる方面に拡大されるおそれはないのであります。こういう見通しと、それから制度そのものを吸収したかといふますか、追認したかといふますか、国民学校令において、文部省訓令できまつておつたのを追認したような形、制度に含まれてゐるものを追認した、こういう形であるからして、これと同じようなものはあまり見当らないような気がいたします。従つてほかに拡大されるといふことにはならんだらうと思ひます。こういう見通しを持つてゐるのでありますけれども、また何かいろいろありましたらばお教えを願ひたいと思ひます。

○高橋道男君 同様なものがありあ
るまいという御意見でありますけれど
も、あまりあるまいということとは全
然ないということではないのでありまし
て、その点私も検討が足りませんの
で、どの箇所までの人がなおこのほ
かにあるかということについては、もち

ろん申し上げることはできませんけれども、今仰せられた、ある見方からいたしますれば、見忘れられておったというよりな人たちを、いわば拾い上げるのでありますから、そういう意味においては非常に結構でありますけれども、先ほど申したような、大学の講師とかかというような身分は昔からあったのですから、新しく拾い上げる身分の者が入るのであれば、当然前からあつ

た身分の者で、恩給の対象になつてゐるものは当然拾ひ上げなければならぬといふといふやうなふうに私は考えるのでありますけれども、その点、もう一度御意見を伺いたいと思つてあります。

○衆議院議員(赤城宗徳君) いろいろの例を研究してみたのでございますが、ほかの例で言いますと、階層を保持しているといえますか、二段か三段階の階層があつて、この階層にあつて、これは今まで注意されておらなかったものが、その当時で言へば、その次の階層に上り得る、こういう機会があつたものが非常に多いようなのでございます。この看護看護婦の場合は、この階層が一つといえますか、この上に上り得るといふ階層がなくて、そうしてずっと来た、続いてその職務を行なつてきた。こういうような形でありますので、どうもこれと比較されるような適切な例というものを実はあまり発見で

きないで、そういう理由から他に例を見ないことであろう。まあほんとうに信念を持つてとまで実は言いかねるのですが、調査が不十分ですが、私の調査した範囲ではほかには例を見ない、こういう見解からこのまま提出した、こういうことであります。

○高橋道男君 文部御当局にお尋ねいたしますが、この法律案が成立した場合には、同等と見なされるようなものとはかにあるかないか、私はまあ以前の大学の講師ということを申し上げたのでありますけれども、そういうような、該当し得るようなものについての御見解はいかがでございますようか。

○政府委員〔緒方信一君〕 私は所管が初中局でございますので、文部省全体

すが、私の関係におきましては、おそらく同様なケースはないのじゃないか、かように考えます。お答えは十分でございします。

○高橋道男君 大学などで附属病院が、

でございます。これは提案者の御説明によりますと、その附属病院の看護婦の中で、あるいは交代して学生、生徒の公衆衛生指導というようにことに當つておつた人もあるのじゃないかと思つたのですが、そういう人は、先ほど仰せられた非常勤の者は対象にならないといふような御見解からすれば、入らなかつたと思うのであります。そういう人たちについてはどういふお考えでございますようか。

○衆議院議員（赤城宗徳君） 国立病院の看護婦というような例も実は私聞かされたことがあるのでございますが、これは先ほど御説明申し上げましたように、国立学校の看護婦ですと、公

務員になる道が開かれており、この学校看護婦の場合には公務員になる道が開けていなかった階層が二つ三つあるのじゃなくて、一つで公務員になる道が開けてなくて、ずっと続けてきた。だからこれと同一に見られないというふなことで、かりに国立学校の看護婦の場合に、そういうものを含めるような法律を出すというようにしたいしますならば、この今出ております法律は趣旨が違ふ、こういうふうに解釈がまた拡大されるとも考える、こういうふうに見ております。

○高橋道男君　ある大学の附属病院の看護婦などは公務員になる経路がある、こうおっしゃいましたけれども、その経路まで至らずしてやめたもの

○衆議院議員（赤城宗徳君） 公務員に至らずしてやめられたといたしまして、その当時公務員になる道が開けておらず。

は、この提案の学校看護婦の場合とは性質が違ふと、こゝういふふうにみておられます。

○高橋道男君　ちよつと了解いたし兼ねるのでありますが、そうしますと、公務員にならなかつた者は対象にならない、除外するということに考えるのではありませんか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 今の場合公務員にならなかつた者を除外するといふことでなくて、この法案の、学校看護婦というものは公務員になる道が初めからなかつたのであります。それで、ためにこの法案ができていふといふことであります、今の国立学校の場合

でございますが、国立学校の場合には、実はいろいろ研究いたしました。が、適用はないことになるのでござい。ます。ちよつと足りませんけれども、一応お答えいたします。

○高橋道男君 この法律案をみますと、今おっしゃったことをはっきりと受け取っていないのかも知れませんが、けれども、法律案の中には、はっきりと国立の学校ということも明示してあるのではありませんか、その点いかがでござい。ましてよろか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 改正前の恩給法の四十二条と、それから二十二条と、それよりか、二十二条によりまして、「教育職員トハ公立ノ学校ノ職員ニシテ官ニ在ルモノヲ謂フ」、「準教育職員トハ国立又ハ公立ノ学校ノ助教諭ヲ謂フ」、この規定から国立には適用がないように解釈されることを法案を出してから実は気がついたのでござい。ます。どうも詳しいことは法制局にでも少しお聞き願うとなおわかると思ひますが……

○高橋道男君 その点今提案者からもお話がありました、これはこの法律案の冒頭に「公立又は官立若しくは国立の学校」ということを示してありますので、今の御見解などについて法制局の方がおられたら御説明を伺えれば幸いですと思ひます。

○委員長(笹森順造君) 高橋委員に申し上げますが、ただいま連絡をとつて法制局の者を呼びます。

○高橋道男君 じゃあとでお聞きすることにして次に進みたいと思ひます。もう一点お尋ねいたしますのは、この付則で、現在在職している者に限つて適用すると思いますが、そうします

と現在在職していない、きのうまで、あるいはこの法律が公布されるまでにやめた人には適用されない、こういうことになりませんか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) そういう趣旨でござい。ます。

○高橋道男君 この法律施行の際に在職すると認められる人がその千百何人、こういうことに考えられるわけではござい。ますね。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 現在そういう数になつておりますので、当然法律施行の際に在職する者、こう見られるわけではあります。

○高橋道男君 くだいようでござい。ますが、そうすると現在やめておつて、やめておつてと言ふか、やめておる人、これはどのくらいあるか、御推定はござい。ませんか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 残念ながらやめておる者の推定数の調査はしてありません。

○高橋道男君 私がお尋ねしたいのは、この付則のただし書きによりまして、現在やめておつても、もう一度就職すればこの恩典に浴せるように読めるのですけれども、そういうことでござい。ますね、このただし書きは、つまり現在やめておつても、もう一度就職すればあらためてこの該当者になり得る。それを押していけば、先ほど千百何名とおっしゃつたけれども、この数は相当大きなものになるかもしれない、こういうふうにも思ふのですけれども。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 調査によりますと、国民学校令が適用されてからの任用が、昭和十六年に二十八人くらいあります。昭和十二年の任用が四百四十七人くらいであります。現在こ

の法律が施行されて、これに該当されるものは、先ほど申し上げました二十九人くらいでありますので、この法律が施行される前に給与事由の生ずるものというのはいくつ少いわけではござい。ます。法律が施行されてでも、このただし書きの「この法律施行前に既に給与事由の生じた場合」、この生じている場合といふのはごく少い数になります。しかし給与事由の生じたものにもただし書きで適用される、こういうことになり。ます。

○委員長(笹森順造君) 高橋君にちよつと申し上げますが、先ほどの法制局の当事者に対する御質疑は、総理府の恩給局審議課長が答弁ができるということであり。ますが、いかがでござい。ますか。

○高橋道男君 けっこうです。

○委員長(笹森順造君) それでは畠山審議課長。

○説明員(畠山一郎君) ただいまの高橋先生の御尋ねは、国立病院の看護婦に対して恩給法の適用を受けることがあるかと、こういうような御趣旨ではなかつたかと思ひますが……

○高橋道男君 国立学校の付属病院の看護婦を、学校看護婦として業務というるか、そういう格好で勤めておつた人もあるだろうと思ひますが、そういう人はこの法律に該当しないか、こういうことなんです。

○説明員(畠山一郎君) 兼務の発令の形式いかんだと存じます。原則として続かないことになるとのじゃないかと存じます。

○高橋道男君 そうしますと、先ほど提案者が言われた、この法案提出後調べたところによると国立学校の関係で

該当する者がないと言われたことは、そのまま受け取つていいのでしょ。うか、恩給局としてはそこまでおわかりになりませんか。という。ことは、国立学校の該当者が全然ないという。ことならば、これは法文に入れるところがあるいは無理かとも思ひますが、こういふ点いかがでござい。ます。

○説明員(畠山一郎君) お答えいたします。私の方ではこの看護婦看護婦の実態は全然わかつておりません。

○矢嶋三義君 議事進行について。

本件については、まれば見るほど詳細なる参考資料を衆議院において出されたことに敬意を表します。この参考資料と衆議院の提案理由並びに補足説明を通じ、さらに本日の吉田委員の質疑並びにそれに引き続いての高橋委員の質問の内容に正確なる質疑によつて本件のお話し合いもあつた次第であります。私が格別質疑がなければ、ここで質疑を一応打ち切り、次の段階に進まれてはいかかかと存じますので、委員長にお願いいたします。

○委員長(笹森順造君) まだ質疑があるかと呼ぶ者あり。まだ質疑があるかと……。速記をとめて。

○委員長(笹森順造君) 速記を始めて下さい。

○松原一彦君 提案者に伺ひますが、今高橋委員からも質問がありました。が、国立大学の付属病院で何年間か看護婦をしておつた人が、その後昭和十六年以後の、恩給を受ける資格を取つた後の職員に就任した場合、その国立

大学の病院に勤務しておつた年数を同様に準用、これをこの解釈の中に入れられますか、入れられませんか、その点をお伺ひします。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 昭和四年の文部省訓令による学校看護婦である場合はもちろん含むのであります。が、そういう者が、引き続き国立または官立、もしくは国立の学校の看護婦として、法律の内容になつておりますが、この場合、引き続き国立学校の看護婦導の場合は包含されますが、官立もしくは国立の場合は、これは適用がないと、こういふように実は解釈をあとで気がついたのでありますが、恩給法の、今改正されてなくなつておる恩給法の四十二条と二十二条の規定からこういふふうに見られるので、よけいな字句だと思ひます。

前に国立学校の看護婦であつた場合に、この文部省訓令による看護婦看護婦であつた場合は含むと、こう解釈をいたしてあります。

○松原一彦君 看護婦という仕事は非常な大事な仕事であつて、人命を預かつて、たとえそれが医師の指揮のもとに働くものであつても、重大な仕事であるにかかわらず、長い間看護婦が大学等の職員として何十年勤めても恩給の対象になつていなかった。最近においては看護婦の資格も非常に向上して、専門学校以上の教養を持つことになつたのであります。そうなるにつれて、従来のような単なる労働者扱い、臨時職員のような扱いであつたことは、私は非常に不公平であると思ひます。そういう意味から、同じく国の施設である大学等の病院に從事して

おる看護婦諸君のために何か優遇の途が開かれれば非常にけっこうでありますが、今度御提案になった法律では、たまたま学校に勤務しておった看護婦の方は、これによって二分の一の恩給年限の計算があるが、数十年前の病院に看護婦として入りつぱに勤めておった人には何らの恩給がないということになれば、それが引き続いて学校に勤務した場合、看護教諭として転勤した場合においても、採用せられて勤務に就いた場合においても、同じ条件を持つておりながら恩給法上から計算せられないということになると、大きなアンバランスを生じやしないか、そういうケースの人がほかにもありやしないかという点に私は心配を持つ、この点について、そういうこれと同じようなケースの方が他にありやしないかどうか、恩給局の方からお答えを願います。

○説明員(山一 郎君) この法律案に規定されております学校看護婦と同じようなケースがありやしないかという御質問でございますが、今御指摘になりました国立病院その他の看護婦などもそうでありまして、またもつと広く、同じようなケースという意味をもつて少し広く考えますならば、判任官の待遇を受ける者は原則として恩給法上の公務員としては扱われておりませんでして、たとえて申しますと、現業の職員、現業庁におきまして現業に従事しております職員は、従前は用人あるいは特務職員というような待遇でありまして、それ以上上れなかつたわけでありまして、その後待遇官吏として、すなわち判任官の待遇を受けるものという途が一つ開けて、判任官の待遇を受けることはできるようなことになったわけでございますが、この場合も、やはり恩給法の適用は受けてはおりません。その後終戦直前でございまして、戦後でございまして、各庁職員の優遇令がございまして、初めて本官になることができたわけでありまして、その場合に初めて恩給法の適用を受けることができた、こういうことになっております。従いまして、同じようなケースと先生御せられましたことで、あるいは間違つたお答えを申し上げたかもしれませんが、そういうケースは現業庁の職員には相当あるのではないかと考えております。

○松原一彦君 今のようにならば、ケースが非常にたくさんあつた場合、私はこの法案を決して否認するものではない、こうして途を開けるということはけつこうではあるが、さかのぼつて途を開けるということになると、及ぼす影響が非常に大きいように思う、そのアンバランスは法の公正なるあり方からいってあまり大きいアンバランスを持つということにはよほど用心しなければならぬと思うのです、この点について文部大臣はどういうふうな考えでしよう、文部省側のお考えはどうでしようか。

○国務大臣(松村謙三君) 私のほうでは他との比較等について研究をいたしておりませんが、この法案そのものの点で見ておきまして、ほかとのアンバランスの点は、実は私のほうでは詳しく調査もいたしておりませんので、ここで、ここにお答えをすることはちよつとできないと思つております。

○委員長(笹森順造君) この問題で発案者から発言を求められておりますから……。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 先ほども高橋委員に申し上げたのですが、国立病院等の看護婦、そういう点についてアンバランスがございしないかというお尋ねのようでありましたが、たしかに世の中にはそういうふうな救済しなければならぬ者もありましようけれども、学校看護婦の場合とは私は違ふと思ふ。国立病院の看護婦というものは、看護婦として公務員の途も開かれ、いろいろありますので、この建前が違ふ。この学校看護婦というものは一つの制度なんです。昭和四年文部省訓令で定めた学校看護婦という制度があり、その資格について、あるいは職務内容についても相当厳格な規定があつたのだけれども、残念ながら法律上これは認めておらなかつたが、昭和十六年に国民学校令によつて、それと同じような資格、同じような職務内容で、そのまゝそつくり吸収された、だから国民学校令によつて追認された、こういうような形でありまふからして、ほかの場合とアンバランスなものがあるというところを見つけ出せばいい、社会保険全般にわたるようなことにはなりはしないか、この場合は制度的に吸収されたのであるからして、これはほかにも累をあまり及ぼさない、こういうふうな解釈しております。

○委員長(笹森順造君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後三時三十分速記中止

午後三時三十一分速記開始

○委員長(笹森順造君) 速記を始めて下さい。本案に関する審議は本日はこの程度にいたしまして、次の議題に移ります。

○委員長(笹森順造君) 次は女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案であります。全国女子教育職員の産前産後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に関する法律案が当委員会に付託されましたので、審議の進め方について御協議したいと思ひます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(笹森順造君) 速記を始めて下さい。次に女子教育職員の産前産後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に関する法律案を議題といたします。まず提案者の趣旨説明を求めます。

○木村守江君 趣旨説明を申し上げます前に、まず皆様方におおびを申し上げておきます。いろいろ手続きの食い違いがありまして、本日皆様の前に正式に印刷物をお配りできなかつたことをまことに申しわけないと考えております。それにもかかわらず、教育に熱心なるわが委員会の方々が日本国議の趣旨説明をお許し願ひましたことを私心から厚くお礼を申し上げる次第であります。

ただいまよりこの法案につきまして趣旨説明を申し上げます。ただいま議題となりました女子教育職員の産前産後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に関する法律案につきまして、その提案

の理由並びに内容のおもなる点を御説明申し上げます。

今日義務教育を担当しております教育職員は約五十万人を数えておりますが、その約半数は女教師であります。これらのうち年々出産をする人々は、相当数に上るわけでありまして、これら女教師の産前産後の休暇については、現在労働基準法第六十五条において十二週間の休暇を取り得ることになっておるのであります。これは母体の、あるいは胎児の健康並びに嬰兒の発育上重要な規定でありまして、婦人の保護に関する条約である母性保護条約においても認められておるところであります。しかるにこれら女教師の休暇の実態は、日本教職員組合の調査によりますれば、十二週に満たないものが相当数に上つており、六ないし七週の休暇は珍しくないありさまであるものであります。これに比しまして昭和二十八年年度の一般事業場における婦人労働者の産前産後の休暇の状況を労働省発表の資料について見ますと、産前休暇日数は平均四三・六日、産後休暇日数は平均四三・六日、合計いたしますと七六・二日、約十一週となつておるのであります。従つてこれに関する労働基準法違反件数もきわめて少なく、昭和二十九年年度においては十九件であつたのであります。昭和二十四年度の八十五件を頂点といたしまして、逐次この法律が実施され、この違反件数が減少して参つた状態でありまふ。

思うにこれら両者の休暇日数のなはだしい差違は、教育職員の職場の特殊性に基くものと考えるのであります。すなわち第一には、女教師が休暇を

取る場合に他の事業場と異なつて、適当な代りをする職員が直ちに得がたいこと。第二には、教育という仕事は一日も放置でき得ない特殊性をもつておる關係上、当該教師は合併事業、自習等の措置をできるだけ避けるように努めることとあります。第三に、地方公務員である教育職員の場合、労働基準監督官の職務は、人事委員会もしくは任命権者たる地方公共団体の長が行うことになつておることとあります。第四番目には地方財政の一般的窮乏から、女教師の休暇のための補助教師を十分に採用する余裕がないこと等に基づくものと推察されるのであります。しかし、事態をこのままに放置しておきまするならば、女教師の母体、胎児を保護する立場からまことに遺憾であり、さらには教育の正常な実施の遂行がはなはだ危ぶまれるのであります。この点に關しまして地方公共団体に對しまして義務教育の正常な実施に對しての必要な財政的措置を講ずるよう努めさせるとともに、女教師の産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中、当該学校の教育職員の職務を行わせるため教育職員の臨時任用に關し規定を設ける等、教育の正常な実施の推進を期して、ここに本法案を提出いたしました次第であります。

次に本法案の内容のおもなる点について御説明申し上げます。先ず第一点は、この法律における「学校」とは、小学校、中学校並びに盲学校及び聾学校の小学校部及び中学部であることでありまして、「教育職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師及び寮母をいうことを明らかに定義いたしましたのであります。第二の点といたしましては、都道府県の任務といたしまして、公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、当該学校における義務教育の正常な実施を確保するため必要な財政的措置を講ずるよう努めねばならぬという倫理規定を掲げた次第であります。第三点の規定は、公立の学校において女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合、その休暇中において、義務教育の正常な実施が困難と認められる期間を任用の期間といたしまして、臨時的に教育職員を任用しなければならぬことといたしておりました。なお、市町村立の学校におきましては、臨時任用についての認定は、市町村教育委員会の申し出により、市町村教育委員会と都道府県教育委員会とが協議して行うことといたしておるのであります。第四点といたしましては、臨時任用をされた教育職員は、市町村立学校職員給与負担法第三条に規定する都道府県定数条例による定員のワケ外にすることを明らかにいたしました次第であります。これは認定があつた場合必ず任用するという建前から一定定数のワケを外したのでござい

ます。なお、さらに關係法令につき所要の改正を規定しておりますが、全般的に申しまして、本法案の趣旨は、今日の地方財政の現状並びに地方自治の精神に立脚して、一方においては義務教育の正常な確保を期するため、都道府県は必要な財政的措置を講ずるよう努めなければならぬと規定しつつ、他方においては女子教育職員の産前産後の休暇に伴う補助教員の臨時任用は都道府県教育委員会の認定によるものとすることといたした次第であります。

このことといたした次第であります。なおこの法案の成立に伴ひまして要する経費の問題であります。この都道府県の支出の実績は、この決定されるものでありまして、きわめて推定が困難であります。ただいま一例を申し上げてみますならば、一年間に出生する女教員の数が大体一万四千と推定いたしまして、これが十二週間、いわゆる八十四日間の休暇をとるといたしますと、大体三千二百名の補助教員を必要といたすのであります。ところが現在實際補充を得ているものは千九百名でありまして、残りが千三百名ということになつております。すなわち無処置の分が千三百名ということになつておりますので、もしこの千三百名を補充するために年間十萬円の経費といたしますれば大体におきまして九月以降必要とする経費は七千萬元となつて参ります。国の負担が三千五百萬元、府県の負担が三千五百萬元ということになつて参ります。この法案に示しました通り、もしも教育委員会等におきまして必要と認めない、正常な教育が実施されるといふような場合を考へてみますならば、たとへば二十学級で二十六人の先生がある、いわゆる六人の多い先生があるといふような場合に、その六人のうちでカバーできるような場合におきましては、補助教員を頼まなくてもいいといふようなことも考えられます。ために、この三千五百萬元という国庫の負担といふものは三千五百萬元が最高でありまして、教育委員会並びに学校当局等におきまして勘案することによりまして、この金額を下廻つて参るということになつて参ると考へるのであります。

以上のような次第でありまして、このきわめて難解な問題であります。どうか慎重審議の上に速やかに本委員会において本法案の可決されますよう心からお願ひ申し上げる次第であります。

○委員長(佐藤順造君) 本案に対する質疑は後日にゆづることといたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(佐藤順造君) 御異議ないと認めます。

○委員長(佐藤順造君) それでは本日の會議の初めに御報告申し上げて御賛成を得ましたように、次に高田なほ子君外六名の提案になります。女子教育職員の産前産後の休暇中における学校の教育の正常な実施の確保に關する法律案を議題にするに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(佐藤順造君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤順造君) 速記を始め。本日の會議はこれにて散會いたします。

午後四時三分散會

七月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、女子教育職員の産前産後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に關する法律案(木村守江君外五名発議)

(目的)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該学校の教育職員の職務を行わせるための教育職員の臨時任用に關し必要な事項を定め、もつて女子教育職員の母体の保護を図りつつ、義務教育の正常な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、小学校、中学校並びに盲学校及び聾学校の小学校部及び中学部をいう。

2 この法律において「教育職員」とは、校長(盲学校又は聾学校の小学校部又は中学部にあつては、当該部の属する盲学校又は聾学校の校長。以下同じ。)、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び寮母をいう。

(都道府県の任務)

第三条 都道府県は、公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、当該学校における義務教育の正常な実施を確保するため、必要な財政的措置を講ずるよう努めなければならない。

(都道府県立又は特別区立の学校における教育職員の臨時任用)

第四条 都道府県教育委員会は、都道府県立又は特別区立の学校に勤務する女子教育職員が当該教育委員会の承認を受けて産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該学校における義務教育の正常な実施が困難となると認めるときは、当該学校の教育職員の職務を行わせるため、その休暇の期間の範囲内において、義務教育の正常な実施が困難となると認められる期間を任用の期間として、臨時的に校長以外の教育職員を任用しなければならない。

2 前項の規定による臨時の任用については、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條第二項から第四項までの規定は適用しない。

(市町村立の学校における教育職員の臨時任用)

第五条 市町村教育委員会は、市町村立の学校に勤務する女子教育職員が当該教育委員会の承認を受けて産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該学校における義務教育の正常な実施が困難となるとときは、当該学校の教育職員の職務を行わせるため、その休暇の期間の範囲内において、義務教育の正常な実施が困難となると認められる期間を任用の期間として、臨時的に校長以外の教育職員を任用しなければならない。

2 前項の規定により教育職員の臨時任用を行わなければならない場合に該当するかどうかの認定

は、市町村教育委員会の申出により、当該市町村教育委員会と都道府県教育委員会とが協議して行う。

3 第一項の規定による臨時の任用については、地方公務員法第二十二條第二項から第五項までの規定は適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「職員」の下に「(女子教育職員の産前産後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に關する法律(昭和三十年法律第 号)第四條第一項又は第五條第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。)」を加える。

3 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第三項中「職員」の下に「(女子教育職員の産前産後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に關する法律(昭和三十年法律第 号)第四條第一項又は第五條第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。)」を加える。

4 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「採用」の下に「(臨時任用を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

昭和三十年七月十六日印刷

昭和三十年七月十八日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局